

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成24年12月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良事業を行なった者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
丸亀市土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	道池地区	平成24年6月29日
〃	単独県費補助土地改良事業 (頭首工改修事業)	兵庫地区	平成24年6月29日
丸亀市綾歌町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	咲屋・中新田地区	平成24年4月27日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	池の尻地区	平成24年6月29日
〃	単独県費補助土地改良事業 (揚水施設改修事業)	打越地区	平成24年6月29日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	庄地区	平成24年6月29日
〃	単独県費補助土地改良事業 (揚水施設改修事業)	猫谷地区	平成24年8月17日
大窪池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (さく井改修事業)	高柳地区	平成24年6月11日
満濃町土地改良区	非補助土地改良事業 (農用地造成事業)	高屋原地区	平成24年8月25日